

天童市民病院感染防止対策に関する指針

1 趣旨

この指針は、天童市民病院（以下「病院」という。）における院内感染の防止及び感染事例発生時の適切な制御等の感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 組織及び体制

院内感染の防止及び対策を適切かつ効果的に実施するため、病院に次の組織を置く。

(1) 感染防止対策室

ア 組織

感染防止対策室は、感染管理者（医師）、看護部門の感染対策担当看護師長並びに診療技術部門（薬剤科及び検査科）の感染対策担当者により構成する。

イ 所掌事務

感染防止対策室は、院内感染対策に関する病院全体の問題点、課題等を把握するとともに、その対策を講じる等病院の感染対策活動の中核的な役割を担うものとする。

ウ 感染管理者（医師）

感染管理者は、イに規定する感染対策担当者と連携し、病院の施設全般に係る院内感染防止対策の立案、計画、実行、評価等の院内感染防止対策に係る組織横断的活動を行う。

エ 会議及び報告

感染防止対策室は、月1回の定例会を開催するとともに、院内感染防止対策委員会に対して活動状況等を報告する。

(2) 感染防止対策チーム

前号の感染防止対策室内に次に掲げる感染防止対策チーム（以下「ICT」という。）を置く。

ア 組織

ICTは、次の構成員により組織する。

- (ア) 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師
- (イ) 5年以上の感染管理従事経験を有する専任の看護師
- (ウ) 3年以上の病院勤務経験を有する感染防止対策担当の専任の薬剤師
- (エ) 3年以上の病院勤務経験を有する専任の臨床検査技師

イ 所掌事務

ICTの所掌業務は、次のとおりとする。

- (ア) 最新のエビデンス（臨床結果・検証結果）に基づき、病院の実情に合わ

せた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策及び洗淨、消毒、滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだマニュアル（手順書）を作成し、及び各部署に配付すること。

- (イ) 病院の職員を対象として、定期的に（年2回程度）院内感染に関する研修を行うこと。
- (ロ) 感染防止対策加算Ⅰに係る届出を行った医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスへ年4回程度参加すること。
- (エ) 定期的（1週間に1回程度）に病院内をラウンド（巡回）し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握及び指導を行うこと。
- (オ) 上記(ア)から(エ)までに掲げるもののほか、感染管理者が必要と認める院内感染対策の実施

ウ 会議の開催等

ICTは、毎月1回会議を開催し、構成員間の情報の共有等を図るものとする。

(3) 院内感染防止対策委員会

病院内に天童市民病院院内感染防止対策委員会（以下「院内感染防止対策委員会」という。）を置く。

ア 組織

院内感染防止対策委員会は、感染管理者（医師）、病院の院長、副院長、各科の医長、事務局長、総看護師長、薬剤部門の責任者、検査部門の責任者、看護師長、看護師、管理栄養士、診療技術部門の技師及び事務部門の職員その他感染管理者が必要と認める者により構成する。

イ 所掌事務

院内感染防止対策委員会の所掌業務は、次のとおりとする。

- (ア) 病院内の感染防止対策に関して必要な事項について協議及び審査し、及びその感染防止対策に係る方針を決定すること。
- (イ) 病院内の感染状況や抗生剤等の使用量の把握、院内環境の調整などを図ること。
- (ロ) 感染の発生時においては、当該感染の現状の把握、アウトブレイクの予防、特定、制圧、院内巡視及び院内における統一した感染予防の周知、啓発等の対策を適切に行うこと。

ウ 会議の開催

院内感染防止対策委員会は、毎月1回会議を開催するとともに、必要に応じて臨時の会議を開催することができる。

(4) 院内感染防止対策に関する組織図

病院の院内感染防止対策に関する組織図は、別図のとおりとする。

3 院内感染対策に係る職員研修についての基本方針

- (1) 全職員を対象とした院内感染防止対策研修会を年2回以上開催し、当該研修の実施内容（開催日時、出席者、研修内容等）を記録する。
- (2) 新規採用看護師等に対して感染対策に関する教育を実施する。
- (3) 各部門における感染防止対策に関する研修を支援する。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 毎月の院内感染防止対策委員会の会議において、MRSA等の検出症例の報告を行う。
- (2) 病院内の感染防止対策上重要な病原微生物の検出があった場合には、臨時の院内感染防止対策委員会を開催し、その対策を検討する。

5 感染症の発生時の対応に関する基本方針

- (1) 感染症に罹患した患者が発生したときは、主治医等が速やかにICTに報告する。
- (2) 緊急を要する感染症が発生したときは、ICTが直ちに緊急対策を講じるとともに、その再発防止に係る対応策を検討する。

6 その他病院内の院内感染防止対策の推進に関する基本方針

- (1) 院内感染防止対策の推進を図るため、2の(3)イに関するマニュアル(手順書)を整備し、及び職員に対する周知徹底を図る。
- (2) 前号のマニュアル(手順書)は、定期的に見直しを行うものとする。

7 院内感染対策の広報に関する基本方針

院内感染防止対策に対する患者及びその家族等からの理解及び協力を得るため、この指針を病院のホームページ等に掲載するなどにより、積極的な広報を行うものとする。

別図（第2項関係）

天童市民病院院内感染防止対策組織図

